

## 八幡市議会会議規則の一部を改正する規則

八幡市議会会議規則（平成 25 年八幡市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 90 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 139 条第 1 項中「及び氏名（法人の場合には、当該法人の名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。ただし、請願者が氏名を自署により記載したときは、押印を省略することができる。」を「を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨及び項目、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提出日：令和 3 年 3 月 3 0 日

提出者：八幡市議会議員 小北幸博

賛成者：八幡市議会議員 福田佐世子 奥村順一 岡田秀子

山本邦夫 横山 博 亀田優子

議決結果：令和 3 年 3 月 3 0 日原案可決